

長崎市農業委員会 令和7年4月総会 議事録

- 1 日 時 令和7年4月28日(月) 14:00 開会
16:20 閉会
- 2 会 場 市役所7階 大会議室(長崎市魚の町4番1号)
- 3 役 員 会長 平尾 政博
会長職務代理者 山口 眞佐栄
- 4 出席農業委員(16名)
井川 義英 池田 憲二 岩永 一也 植田 正和 尾崎 正孝
上川 満治 柴原 恵 永岡 亜也子 平尾 政博 増田 茂
松尾 隆治 峰 忠幸 森山 安男 柳川 八百秀 山口 眞佐栄
山崎 実男
- 5 欠席農業委員(3名)
岩本 隆 野中 麻美 森保 欣也
- 6 出席推進委員(22名)
今村 秀喜 浦川 英敏 川添 孝則 城戸 利美 久保 正
田中 幹生 鶴田 安明 中村 数昭 中山 辰也 野口 弘人
野口 洋太郎 野本 英世 濱口 雅洋 本田 雅博 松浦 行信
松本 貞幸 松本 守 宮崎 好徳 村田 美津枝 森内 悟己
山口 憲昭 山下 和孝
- 7 欠席推進委員(1名)
三浦 信男
- 8 出席職員
【農委事務局】 萩原事務局長 松尾事務長 木下農政管理係長 堀専門官
【農林振興課】 末永課長 峯松企画農政係長 城野営農指導係長
水頭農業センター所長
- 9 資 料 別添資料のとおり

○事務長 それではただ今から、令和7年4月農業委員会総会を開会いたします。改めまして、4月に中央卸売市場から参りました事務長の松尾です。どうぞよろしくお願い致します。本日の付議事項に係る議案につきましては、お手元に配付させていただいております。また、本日は、報告事項1の「令和7年度水産農林部事業計画及び予算について」の説明のため、水産農林部農林振興課の職員の方に出席していただいておりますので、ご紹介いたします。まず、末永農林振興課長です。続きまして、峯松企画農政係長です。続きまして、城野営農指導係長です。続きまして、水頭農業センター所長です。本日はよろしくお願い致します。それでは、議事進行につきましては、農業委員会会議規則第4条に基づき、平尾会長をお願いいたします。

○議長 みなさん、こんにちは。本日は、大変お忙しい中、4月の農業委員会総会にご出席いただき、ありがとうございます。座ってから議事を進めさせていただきます。それでは、委員定足数の報告を事務局からお願いします。

○事務長 本日の総会につきましては、農業委員の出席は16名であり、在任委員の過半数が出席されておりますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項及び、長崎市農業委員会会議規則第6条により、総会は成立しておりますことをご報告いたします。また、推進委員の出席は、22名です。

○議長 それでは、議案の審議に入る前に、議事録署名人を私の方から指名させていただきます。峰忠幸委員と森山安男委員にお願いしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

○峰委員・森山委員（承諾）

○議長 それでは、総会を進めさせていただきます。なお、会議が円滑に進行しますように皆様方の御協力をお願いいたします。本日は、付議事項が7件ございますが、先ほど松尾事務長からご紹介がありましたとおり、水産農林部から職員の方に出席をしていただいております。時間の都合もございますので、先に、報告事項1「令和7年度水産農林部事業計画及び予算について」農林振興課から説明をお願いします。

○農林振興課長 令和6年度から農林振興課長を務めております末永と申します。今年度もよろしくお願い致します。それでは、スクリーンに映しておりますけれども、令和7年度水産農林部農林関係事業計画及び予算についての資料と振興会だよりを使って、事業をご説明させていただきたいと思っております。

それでは、長崎市農業委員会4月総会資料を1枚めくっていただきまして、水産農林部機構表をご説明いたします。水産農林部57名になります。部長は農業委員会事務局長を兼務しております萩原でございます。水産農林部、水産を含め4課ございまして、農林関係は下から2つ目の我々農林振興課21人と、水産農林整備課11人が担当しております。

農林振興課につきましては、今日1人参っておりますけれども、先ほどご紹介いただきました係が企画農政係、営農指導係、農業センターの3つと林務係の4係で担当させていただいております。

2 ページをお願いいたします。申し訳ありませんが、課名が間違っております。農業ではなく農林振興課でございますので、修正をお願いします。農林振興課事務分掌、事務の担当でございますが、企画農政係につきましては(1)計画の策定、(2)計画の審議会、(3)関係機関との連絡調整。農業者の方々につきましては、どちらかという人の育成と申しますか、認定農業者に方や新規就農者の方々の育成を担当しております。次の営農指導係につきましては(1)農業・畜産業の振興、(2)圃場整備の企画調整、(3)家畜伝染病・病害虫対策、(4)有害鳥獣対策などを担当しております。企画農政係が人の育成としたら、営農指導係は作物、産地の振興を担当させていただいております。林務係につきましては、林業を担当しております。農業センターにつきましては、戸石町でございますけれども、農業ヘルパーの育成や農業の活動の支援の担当をしております。現場の担当をさせていただきます。

3 ページをお願いします。長崎市農業振興計画(前期計画)における施策・取組方針・取組内容でございます。長崎市におきましては、長崎市全体の農業法に限らない計画としまして、総合計画がございます。農業振興計画につきましては、どちらかといえば、部門別の計画になっております。個別施策、取組方針、取組内容につきましては、一番左側、オレンジの部分になりますけれども、本計画の基本施策は総合計画と同じ「次世代につながる農業を育てます」でございます。その右、個別施策は3つの施策、緑色の「農業の生産性を高め、次世代を担う多様な経営体を育てます」の「産地・担い手」、青色の「安心して農業を営める環境づくりを進めます」の「地域・環境」、赤色の「長崎ならではの農産物の消費を拡大します」の「販売・消費」です。また、取組方針・取組内容につきましては、「Ⅰ産地・担い手」が2つの取組方針、10の取組内容。同じく「Ⅱ地域・環境」が3つの取組方針、8つの取組内容。「Ⅲ販売・消費」が2つの取組方針、5つの取組内容となっております。一番右側には、各々の取組方針ごとに令和7年度の主な事業を掲載しております。令和7年度の主な事業につきましては、振興会だよりの31号を合わせて見ていただきたいと思っております。「Ⅰ産地・担い手」の令和7年度の主な事業、新規就農者支援施設につきましては、振興会だより6ページの②の取組みになります。事業内容にそれぞれ①、②があると思っておりますが、②が新規就農者支援施設に該当する事業になります。次の担い手農家支援施設につきましては、振興会だより5ページの担い手農家支援特別対策事業費補助金で、これがご利用いただいている方もいらっしゃると思っておりますが、認定農業者やすでに農業を開始されている方に対するハード系の支援事業でございます。その他、長崎びわ生産施設推進事業などのビワ関係の事業や、下2つが施設園芸と畜産用飼料の燃油価格高騰対策の事業で令和4年度から令和7年度までの事業となっております。次の取組方針の「Ⅰ-2 多様な担い手の育成・確保」につきましては就農関係の事業が主なものになります。例えば、丸ポッチ2つ目の新規就農者育成総合対策事業は振興会だよりの6ページ、新規就農者育成総合対策事業のソフト系の事業である①の経営開始資金の事業になります。丸ポ

ッチ4つ目の中高年新規就農者給付金事業につきましては、振興会だよりの7ページに記載する事業になります。この事業につきましては、国の事業が50歳未満に対し、長崎市単独の事業は50歳以上65歳までを支援する事業となっております。その他新規就農者関係の事業につきましては、ハード系の事業としまして、計画の資料の丸ポッチの下二つになります。農業新規参入促進施設、新規就農者支援施設の事業がございます。次に、計画の資料の青色の部分をご覧ください。単独の担い手農家支援施設の事業につきましては、先ほど申しあげました、振興会だより5ページの事業でございます。その他「Ⅱ-2」につきましては先ほど組織で申しあげました、水産農林整備課の小規模水利施設の事業であったり、グリーンツーリズム推進の事業があります。青色の一番下「Ⅱ-3」の事業につきましては、有害鳥獣対策費となっております。振興会だよりの15ページから18ページに記載をしておりますので、後ほどご覧いただければと思っております。なお、有害鳥獣対策につきましては、後ほど別途説明させていただきます。赤色の「Ⅲ販売・消費」につきましては、食関係の取組になりまして、令和7年度主な事業につきましては右側に記載のとおりでございます。

続きまして、さらなる重点的取組みについてご説明させていただきます。総会資料の4ページをお願いします。この色につきましては、先ほどの計画のⅠ、Ⅱ、Ⅲに合わせたものとなっております。この緑色につきましては「Ⅰ産地・担い手」の取組みのうちの重点的取組みとなっております。多様な経営体が就農しやすい支援体制を充実と育成を重点的取組みとさせていただきます。下段の令和6年度における取組に記載のとおり、相談内容で最も多いのが、新規就農の手続き等となっております。また、就農にあたっての県新規就農相談センターやJA長崎せいひの研修は計4人実施されております。令和7年度は新規就農者が円滑に着農できるよう関係機関がしっかり連携し、優良農地の確保等に取り組んでまいりたいと思っております。

次に5ページをお願いします。青色の「Ⅱ地域・環境」部門の重点的取組みでございます。人・農地プランの実質化による農業経営基盤の強化です。令和6年度における取組につきましては、市内24集落において皆様方農業委員会のご尽力のもとご協力をいただき、地域計画を策定し、個別に地域や農業者の実情に合わせ、小規模土地基盤整備に取り組むとともに、令和5年度の潮見地区の小規模基盤整備を契機に東長崎地区において、将来国の事業を活用した5ha以上の基盤整備実施を念頭に進めております。そこで、令和7年度の取組方針ですけれども、地域計画について目標地図の精度を上げ、関係機関が連携し農地の確保に努めるとともに、市の新規補助事業を活用し、大規模基盤整備の検討を進めたいと考えております。

次に6ページをお願いします。「Ⅲ販売・消費」の重点的取組みでございます。効果的な情報発信による消費拡大です。上段の赤色で囲んだ部分は農業振興計画に記載のとおりで、令和6年度における取組については、ながさき実り・恵みの感謝祭の開催の訪問客へのPR機会の創出、農産物直売所で実施される「食」を通じた交流事業、イベントや料理教室の開催、加工品試作等に関する支援などの連携した情報発信の実現、広域的な情報発信の実施を行いました。令和7年度には「食」に関わる民間団体との連携に加え、新たな団体と

の関係性を持ちながら、認知度向上を図り、食卓の日サービスランチ等でPRを継続したいと考えております。

続きまして、地域計画の概要についてご説明いたします。農業センター所長の水頭が少しご挨拶の中で触れましたが、令和4年度、令和5年度につきましては農業委員会の方々につきまして、大変ご尽力いただきありがとうございました。おかげさまで地域計画を24集落で策定をいたしております。振興会だよりの冊子につきまして、20ページから掲載をしておりますので、後ほどご覧いただければと思います。それでは、地域計画の概要についてご説明させていただきます。農業経営基盤強化促進法に基づき、今後の中心となる経営体、農地の利活用方針、地域農業のあり方を定めた計画として、これまでの経緯に書いております人・農地プランを策定し、令和元年度から3年度にかけて人・農地プランの実質化を行っております。また、法の改正により令和5年度、6年度にかけて、従来の人・農地プランに目指すべき将来の農地利用の姿を明確にする目標地図を加えた地域計画を策定しております。皆様方農業委員会などの関係機関のご協力により策定をしております。策定後はこの計画を基に農業の担い手への支援のほか、農地中間管理機構を活用した農地の集積・集約化が進められることとなります。なお、地域計画には皆様方ご承知のとおり、地域計画の区域、現状課題、農業の将来のあり方、それに向けた農用地の効率的かつ総合的な使用に関する目標などを併せて目標地図を定めております。

次の8ページをお願いします。皆様方にご協力いただきました地域計画の策定状況でございます。なお、縦の四角の右から2つ目、「地域計画の策定・公告」令和7年3月31日に完了しておりますので、お詫びして訂正いたします。下段になりますが、先ほど申し上げましたとおり、市内24集落において地域計画を策定しております。地区と集落名については記載のとおりでございます。

続きまして、今後の事務についてご説明いたします。地域計画に係る関係機関の役割分担としまして記載しております。長崎市農林振興課におきましては赤色で示しておりますが、地域計画の管理、農地中間管理事業促進計画案に係る農業委員会への意見聴取、協議の場の開催を担当いたします。長崎市農業委員会様につきましては青色で記載しておりますが、農地中間管理事業に係る意見の提出・要請を行うこととなります。その他、農地の貸し借りに係る情報提供、協議の場への参加をお願いしたいと思います。JAさんにつきましては記載のとおりです。長崎市地産地消公社につきましては、農地中間管理事業に係る事務手続き、促進計画案の作成を担当しております。協議の場への参加もいたします。なお、農地関係の担当としまして、農業委員会さんのお力添え、地産地消公社との連携は欠かすことができませんので、長崎市とぜひ情報共有をしていただいて取り組みたいと思っております。

地域計画の変更につきましては、地域計画の変更は年1回以上必要となっております。策定時と同様に(1)から(4)の手続きが必要となっております。協議の場の開催方法は、策定の際は対面でさせていただいていましたが、様々な形での開催方法となっております。次に10ページをお願いします。地域計画の変更についてでございます。変更内容によって計画変更のタイミングが異なります。農業上の利用につきましては後追いで可能ですが、

重要な計画ですので極力先に計画を変更させていただきたいと思っております。変更の内容につきましては記載のとおりで、協議の場合は設けますけれども変更自体につきましては策定と同様、年度末の地区一括の変更になるかと思っております。農業外の利用につきましては、特に農地の転用に関わってきますが後追いの変更は不可となっておりますので農用地除外、農業委員会さんの転用許可手続き前に変更が必要となってきます。農地中間管理事業の手続きにつきましては、農地中間管理事業での貸し借りの際の確認が必要になってきて、農地中間管理機構を通じた貸し借りの方法としまして、地域計画に基づくもの、地域計画区域内と先ほど申しあげました農業委員会さんからの要請に基づき地域計画区域外の部分につきましては中間管理事業での貸し借り。また、通常の農地法による貸し借りは可能でございます。次の11ページをお願いします。地域計画に基づき促進計画を作成する場合の手続きにつきましては、一番右側の長崎市地産地消振興公社が促進計画の案を作成し、長崎市が促進計画の案と地域計画との整合を確認します。農業委員会さんにおきましては、長崎市が農業委員会さんあてに意見聴取の依頼をしますので、おそらく総会で審議されるだろうと思っておりますが意見書の提出をお願いしたいと思います。また、11ページの下になりますが、農業委員会の要請に基づき促進計画を作成する場合がありますけれども、長崎市地産地消振興公社の促進計画案の作成と長崎市の地域計画との整合性は同じなんですけれども、ここで農業委員会さんと事前調整をして、点線の矢印で書いていますが農業委員会さんのから長崎市へ要請文書のやり取りをすることになります。

続きまして、12ページにつきましては今後の目標地図の変更の内容について記載しております。

13ページをお願いします。有害鳥獣対策につきましてご説明いたします。有害鳥獣対策につきましては1億172万5千円の予算計上をしており、皆様方農業者、地域の方の地域ぐるみでの取組みで防護・捕獲・棲み分けの3対策を基本に進めております。農業被害は平成20年ごろからの皆様方の取組みにより、減少傾向にあります。農村地域を含めた生活環境被害は増加傾向にあるため、生活環境被害対策の部分についても強化に取り組んでいきたいと考えております。防護対策につきましては、市有地等における広域防護柵の整備計画を市が策定して、今後の市が整備していく広域的な防護柵の設置計画を樹立したいと思っております。②のイノシシ防護柵の配布方法の見直しなんですけれども、今までは市内4か所に一括で納入をしておりましたけれども、令和7年度から積込みが大変ということで、秋ごろからなるかと思っておりますけれども業者さんが納入と同時に皆様方の軽トラック等に積んでいただくような形を取らせていただきたいと思います。右側の捕獲対策につきましては、猟友会から推薦を受けた捕獲従事者、長崎市有害鳥獣対策協議会の捕獲従事者の方は、協議会の総会後に決定をするんですけれども、イノシシ捕獲報奨金の増額を予定しております。5,000円から5,500円への計画でおります。④捕獲確認アプリの実証試験にも取り組めます。防護対策と捕獲対策につきましては、皆様方の負担がかなり大きくなりますので、今後も負担軽減に取り組んでいきたいと思っております。

あと2つほど報告をさせていただきたいと思っております。3月の農業委員会総会時におきまして意見がありましたことについて回答をさせていただきます。地域計画の策定にあつ

での地域での協議において、あまり農協さんの参加が少なかったという意見をいただいております。地域計画の策定につきましては、農業委員会の皆様にご協力をいただきましてありがとうございました。今後につきましても適宜更新していく必要がありますので、皆様方のお力添えと引き続きご協力をお願いするとともに地域をさらに引っ張っていただきたいと思いますと考えております。農協の職員さんの参加が少なかったことにつきましては、時間的な都合もあったかと思うんですけれども、集落座談会の参加につきましてはできる限りたくさんの農業者の方、関係機関の方の意見を聞けるような方法、例えば開催時期・時間の設定、農協の生産部会の会合と合わせて実施をしたり、アンケート形式することなどを考えていきたいと思っております。

もう一つご質問がありました、有害鳥獣対策、特にイノシシにおいて、以前箱わなの助成があったのを検討してほしいという意見につきまして回答させていただきます。ご質問のとおり、平成28年度までは箱わなを購入した捕獲従事者等へ経費の2分の1を助成する制度を実施しておりました。平成29年度以降は地域ぐるみの捕獲隊に対して箱わなを貸与する程度とさせていただいております。また、先ほど申し上げましたとおり、猟友会から推薦をいただいております長崎市有害鳥獣対策協議会の捕獲隊員につきましては、箱わなの助成というより、令和7年度からイノシシ1頭当たりの捕獲報奨金をさせていただきたいと思っておりますので、こちらで対応をさせていただきたいと思っております。有害鳥獣対策につきましては今後とも協議会の捕獲隊員及び地域ぐるみの捕獲隊の皆様のご協力をいただきながら、対策の充実に努めていきたいと考えております。長くなりましたが、私からの説明は以上です。

○議長 ありがとうございます。ただ今、農林振興課から説明がございましたが、この件について何かご意見、ご質問等ございませんか。

○上川農業委員 前回、私から要望していた内容についても回答いただいて、その方向性について対策をしていただいたものと思っております。その内容、集会の意義、また地域計画がスタートするというような意義の周知を、やはり現場においていろんな機会をうかがって、出席が多数になるように。というのは、やはり多く参加してもらわないと現場で実行してもらえないというような意味があると思うので、その辺の手法、やり方というのを追及してもらいたいということです。あと、男性の出席が多かったと思うんですけれども、女性も担い手の一部でございますので、婦人方も参加してもらえよう体制もとっていただきたい。そのような中で、いろんな幅広い手法を使って、この計画というのはスタートでございますので、その実現に向かっていって、それが成果に結びつくような格好にさせていただけるような体制をとっていければというように思っておりますのでよろしくをお願いします。

○浦川推進委員 私は地域ぐるみの捕獲隊をしているんですけれども、今度猟友会から推薦を受けた捕獲従事者に対するイノシシ捕獲報奨金の増、これはこの人のみが増額で地域

ぐるみ捕獲隊は増額されていませんよね。これはどういうことでこういうふうになったのでしょうか。

○農林振興課長 有害鳥獣対策協議会の捕獲隊につきましては、個人で活動されている部分がございます、箱わなやくくりわなにつきましては個人の負担で設置をしていただいでいて、わななども個人で対応していただいでいることがございます。また、個人の活動といっても、かなりの広範囲で活動されている方もございまして、協議会の捕獲隊員としてかなりご尽力をされているということがございます。地域ぐるみの捕獲隊につきましては、組織で対応していただいでおりまして、地域を守るということで大変ご尽力に感謝を申し上げたいと思っておりますけれども、わな自体は市の協議会から貸与していただいでいるという部分がございますので、そういったことで、それぞれの負担等を考えて、今回につきましては猟友会の捕獲隊員、有害鳥獣対策協議会の捕獲隊の方のみ増額をさせていただいでいるということでございます。

○浦川推進委員 猟友会の方は猟銃を使うので玉代がかかるとか、そういったことですね。わかりました。

○城戸推進委員 今、令和の米騒動が始まっておりまして、5 kg 5,000 円。これに対して今後、地域計画でなじむかどうか分からんとけど、水田の活用法及び米作りを長崎市としてどうしたいか、その辺の見解をもしビジョンがあればよろしく願います。

○営農指導係長 令和に入って、米が高くなってということで世間で騒がれているところですが、国の方も水田の活用については各市町段階で活用のビジョン、水田や転作作物も含めて、生産力を低下させないように農業政策を進めていきなさいということで指示があつていて、長崎市も水田活用ビジョンを策定して、水田政策を進めているところです。今後とも米の生産力の向上も含めて、水田活用ビジョンに沿って生産力向上に努めていきたいと考えております。

○城戸推進委員 まだ今から水田を作りますよというような通達は来てるんですか。

○農林振興課長 米を作りなさいという話は来ておりません。補足になるんですが、農業者の育成として、将来にわたって農業を続けていってもらうためには、なかなか長崎市内では米農家として生活していくには難しい部分がございます、諫早や壱岐の大きな平野を持っている長崎県でさえ、米は移入をしている状況でございます。自給率がないと有事の際に食料を貰えるのかというのは確かにあるかと思うんですけれども、長崎市の米作りとしては、米作りで生活していこうという方を育てるとするのは考えておりませんし、長崎市の米の供給をすべて長崎市で賄うのは正直難しいと思っております。

○濱口推進委員 うちの近くに村松川というのがありまして、川の上流に砂防ダムがあって、その砂防ダムから西部の方に水を引っ張っている農家さんがおりまして、その砂防ダムに堆積物が多くなって、なかなか水が引けないというようなことを聞いております。この場では関係ないのかもしれませんが、関係部門に支援要請をしていただけないでしょうか。

○農林振興課長 実際のハード関係の整備は水産農林整備課で、川、ダム関係はまた違う部署になりますので、情報をおつなぎして対応ができるかどうかについては濱口さんの方に連絡させていただきたいと思います。市だけで収まらない場合につきましては県も含めて関係部署にお知らせさせていただきたいと思います。

○森山農業委員 農地中間管理事業の貸し借りの手続きは今後、振興課の方でされるということですね。地域計画との突合せの確認ということで、それができれば承認ということになるんですね。農業委員会は単なる意見だけでいいというふうに変わるとですかね。

○農業センター所長 昨年度の担当になりますけれども、地域計画ができてから流れが少し変わるんですが、今までも農地の貸し借りについては農業委員会の総会で審議をされていましてけれども、今年度からは、まず中間管理事業で貸し借りを行う場合は、地産地消振興公社で促進計画、貸し借りの事務手続きの案を作って、それを一回市の方で見るとにします。その土地が地域計画の中、目標地図に位置付けられているかどうかとか、担い手が位置付けられているかどうかといったことをチェックしまして、その案を農業委員会さんの方で意見聴取ということになります。それで貸し借りを行っていいでしょうかというような意見聴取という形になります。確かに今まで、場合によっては農林振興課を通過していなかったときもありまして、担い手の方の情報がないままといった時もあったかと思いますが、今度からは担い手の人もどういった方が分かるようになります。中間管理事業を使う場合は必ず地域計画の目標地図の農業を担う者に入れないとはいけません。ですので必ずこちらのチェックが入ります。

○農政管理係長 事務局から補足説明になるんですが、利用権の設定は地域計画内、地域計画にある計画に基づいて促進計画を作る場合は、農林振興課の方で計画を作って農業委員会が意見審議を受けるという形になります。地域計画外で利用権の設定をしようとする場合は反対に、農業委員会が促進計画を作って、中間管理機構に促進計画作成の要請をすることになります。

○田中推進委員 24ページの多面的機能支払のことですけれど、交付金のすばらしい制度なんですけれど、実際の戸根原は高齢化で衰退してっており、西海市とか南島原市、壱岐とかは素晴らしい組織に仕上がって、ものすごい金額をもらって運営して交付金を利用しているようです。それで、長崎市も旗振り役をしてもらって、今ある団体の大規模化をして

もらえないかと思っておりますがいかがでしょうか。

○農業センター所長 戸根原は田中さんのところがもうやめられてる状況で、今残っている手崎の方も事務方の人はかなり高齢化して大変というのを聞いております。田中さんがおっしゃった島原とかそういったところの交付金が、多面的の交付金というのが農地の面積に応じて交付金が変わりますので、大規模なところと長崎市のような小規模でやっているところではどうしても元々の金額の差が出てしまうところです。ですが、琴海地区は長崎市の中では一番農地がある方ですので大規模化ですね、せっかく今回地域計画である程度対象となりそうなところは取れているので、こちらとしては今年度中というのは難しいですが、来年度以降に向けて再開されたいということでしたら、こちらの方から相談等させていただけないかと思っております。今後の復活、大規模化について、金額がある程度、島原みたいに毎年1,000万くらいもらえるところじゃないとなかなか事務を雇うというのが難しいので、琴海地区だと良くて何百万いくかなというところですけども、そういった形で広域化して、事務方の人を雇えるかは分からないんですけども、できる人を広域でとれるようなかんじ、やり方はいろいろあるかと思っておりますが、今後に向けて相談できればなと思っております。

○議長 よろしいですか。そしたら私の方から質問していいですか。販売と消費の対策ですけども、こちらへんを担われる所管の人が事務分掌の中では出てきてないようですが、どこが所管になりますか。

○農林振興課長 販売と消費の部分につきましては、令和5年度まで水産農林政策課の食の関係の係で対応させていただいておりました。報告が遅れて申し訳なかったんですけども、令和6年度から農林振興課と水産振興課で生産者サイドの消費・販売拡大について取組むことになりまして、農業で言えば農林振興課の企画農政係と営農指導係で取り組むようにいたしております。さらに大きい加工とか市場、小売りを含めた部分につきましては経済産業部の商業振興課と連携して、商業振興課が窓口となって取り組むような形にさせていただいております。

○議長 その件で、琴海地区もふるさと納税あたりで、時津地区あたりと活動していらっしゃる方もいるんですけど、特に畜産なんかも長崎は多いですけど、水産なんかもやっておられるようですけど、ふるさと納税に対する対策はどういうふうに考えておられますか。

○農林振興課長 所管で言えばふるさと納税も商業振興課が窓口になるんですけども、複合的な取組みが必要と思っておりますので市町を超えた部分も含めて、水産農林部と経済産業部で取組みたいと考えております。

○議長 もう一点ですけども、有害鳥獣対策の件ですけども、今年はヒヨとかカラス

に非常に果樹、野菜が被害を受けたわけですがけれども、被害額がどれくらい出てくるかは分かりませんが、そういった対策をどういうふうにご考えておられるか。また、米も高くなってきて、秋になれば米に対する鳥の被害、これはイノシシもですけど、被害が出てくるわけですがけれども、空からの有害鳥獣に対する対策についてお尋ねいたします。

○農林振興課長 有害鳥獣対策のうち、一番悩ましいのがサルなんですけれども、次が鳥類関係だと思っております。どちらかというといノシシ、シカの被害が大きいですがけれども比較的対策というのが取りやすい、頭数が多いので対策が取れない部分もあるかと思っておりますけれども、鳥対策につきましては令和7年度予算では対応できていない状況でございます。なかなか難しい部分があるかと思っておりますので、農業者の方と専門の猟友会などの方と協議をして、令和8年度予算に向けては令和7年度の前半がカギになりますので、皆様方の状況とかをお聞きしながら対策を検討していきたいと思っております。令和7年度につきましては従来どおりの対策しか予算計上はしていない状況でございます。

○議長 分かりました。ありがとうございました。他にございませんか。

— 意見等なし —

○議長 ないようでしたら、農林振興課の職員の方には、大変お忙しい中ご出席いただき、ありがとうございました。この後の予定があるとのことですので、ここで退席されます。

— 水産農林部職員退席 —

○議長 それでは、総会を進めさせていただきます。第1号議案、「令和7年度農業委員会事業計画案について」、事務局から議案の説明をお願いいたします。

○農政管理係長 それでは、第1号議案「令和7年度 農業委員会事業計画案について」ご説明させていただきます。左上に別紙①-1と記載した議案書の1ページをご覧ください。長崎市農業委員会において令和7年度に実施する事業の概要及びスケジュールについて決定する必要があるため、本議案を提出するものです。議案書3ページをご覧ください。主な部分についてご説明いたします。

まず「1 農業委員会の運営及び活動」の「(2) 農業委員会の活動計画の策定等」ですが、①令和7年度事業計画の策定は今ご説明させていただいております本事業計画(案)のことになります。②令和6年度の最適化活動の点検・評価及び③令和7年度の最適化活動の目標の設定等につきましては、この後、第2号議案でご審議いただきます。この②と③につきましては、農業委員会等に関する法律第37条に基づき長崎市のホームページなどで公表する必要があります。

次に④ですが、例年どおり、委員の皆さんの活動内容を活動記録簿に記載、もしくはタ

タブレット端末に入力していただく必要があります。引き続き、「自分の圃場へ行く途中、〇〇の圃場に異常がないことを確認した。」等、「見たこと」「聞いたこと」をどんどん記載していただきますようお願いいたします。

次に、「2 農地等の利用の最適化の推進」です。これは、農業委員会が取り組むべき業務として農業委員会等に関する法律に明記されているもので、担い手への農地利用の集積・集約化、遊休農地の発生防止・解消、新規参入の促進等にかかる活動について記載したものです。(1) 担い手への農地利用の集積・集約化については、農地中間管理機構や長崎県、長崎市など関係機関と連携し、地域計画に沿った農地中間管理事業を推進します。農業委員会といたしましては、農地中間管理機構が地域計画区域内で策定する農用地利用集積等促進計画に対する意見審議、また地域計画区域外での農用地利用集積等促進計画の策定について農地中間管理機構に要請することになります。(2) 遊休農地の発生防止・解消については、①の農地利用状況調査や意向調査を例年どおり実施します。また8月を違反転用防止強化月間として、ポスターの掲示や広報ながさき等による周知を行います。②の非農地判断につきましては、再生困難な農地について非農地判断を行い、所有者その他関係部局へ通知を行います。③の遊休農地対策検討委員会につきましては、4月と11月の2回、開催する予定としております。

(3) の新規参入の促進については、記載のとおりで、農業委員会の活動目標としても、「県・市等が実施する新規参入相談会」へ参加することが位置づけられております。

(1) から(3) の業務につきましては、(4) に記載のとおり、ながさき農業委員会 1.1 運動として、県下全農業委員会の農地等利用の最適化の推進に係る実践活動として、重点活動や数値目標を設定し、統一した取り組みを行うこととなっております。令和7年度の取り組み内容や数値目標につきましては、正式な通知があり次第ご連絡させていただきます。

(5) 農地等利用最適化推進施策の意見書提出ですが、農業委員会等に関する法律第38条の規定に基づき、例年通り市長への意見書の提出を行います。

各地域の農業者の方の意見や問題等について、地域ごとに取りまとめていただき作成していきますのでよろしくお願いいたします。

裏面の4ページをご覧ください。「3 農業の担い手育成・支援」でございますが、(1) 認定農業者等担い手の育成及び確保につきましては記載のとおりです。

次に(2) 農業者年金加入促進事務につきましては、農業者年金加入推進部長を中心に、戸別訪問を主体とした加入推進を行い、新規加入者の確保に努めます。なお、昨年度は目標3人に対し、4人の加入実績がありました。今年度の目標値については、決定次第ご連絡させていただきます。

(3) から(5) につきましては記載のとおりです。

「4 組織の改革推進」でございますが、(1) 農業委員会の活動課題等検討につきましては、記載の通りです。(2) 研修につきましては、①例年どおり長崎県農業会議主催の研修が8月に開催される予定となっております。②の他都市への視察研修については、視察先や日程について、今後調整していきたいと考えております。(3) 農業委員会サポートシステム等の運用についてですが、②に記載のとおり、タブレット端末を有効に活用できるよ

う、長崎県農業会議の協力を得ながら操作研修等を行っていきたいと考えております。(4) 農業委員会委員改選準備につきましては、農委だよりや広報ながさき、ホームページにより令和8年度の改選に向けた周知を図ります。また推薦団体への推薦依頼や募集要項の作成、選定審査委員の選任など、改選に向けた事前準備を実施いたします。

「5 その他の事務事業」は記載のとおりです。第1号議案についての説明は以上です。

○議長 ありがとうございます。ただ今、事務局から第1号議案について説明がありましたが、この件について、何かご意見・ご質問などはございませんか。

— 意見等なし —

○議長 ないようでしたら、皆様方にお諮りいたします。第1号議案について、原案のとおり承認してよろしいでしょうか。

○委員全員 異議なし

○議長 ご承認いただきましたので、今年度の農業委員会の事業につきましては、計画のとおり実施していきたいと思っております。続きまして、第2号議案「農業委員会による最適化活動の推進等に係る「令和6年度最適化活動の点検・評価」及び「令和7年度最適化活動の目標の設定等」について」、事務局から議案の説明をお願いします。

○農政管理係長 それでは第2号議案「農業委員会による最適化活動の推進等に係る「令和6年度最適化活動の点検・評価」及び「令和7年度最適化活動の目標の設定等」について」をご説明させていただきます。左上に①-1と書かれた議案書の5ページをご覧ください。

令和4年2月に発出された国のガイドラインに基づき、当該年度の最適化活動の目標の設定及び、前年度の点検・評価について、それぞれ公表する必要があるため、この議案を提出しております。

6ページをご覧ください。「令和6年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表」についてご説明いたします。「Ⅰ 農業委員会の状況」の各表中の数値は、昨年度公表しました令和6年4月1日現在の数値でございますのでご参照ください。

次に7ページをご覧ください。「Ⅱ 最適化活動の実施状況」です。各項目とも①「現状及び課題」及び②「目標」の欄は、昨年度設定し公表した令和6年度の目標の数値になりますので、③の実績について説明します。1 最適化活動の成果目標(1) 農地の集積の③実績の欄に記載のとおり、新規集積面積は、2.7haで、令和6年度末の集積面積累計は337.3ha、集積率は16.1%であったため、目標に対する達成状況は68.2%となり、目標を下回る結果となっております。

次に(2)「遊休農地の発生防止・解消」です。8ページをご覧ください。③の実績の ア 既存遊休農地の解消、a 緑区分の遊休農地の解消の欄に記載のとおり、解消実績面積は4.7haで目標に対する達成状況は33.8%でした。なお、b 黄区分の遊休農地の解消は該当ありません。イ 新規発生遊休農地の解消については、0.3haでした。④その他の欄の利用状況調査及び利用意向調査の実施状況については記載のとおりです。結果、遊休農地の解消につきましては、その下の欄に記載のとおり、目標を下回る結果となりました。

次に(3)新規参入の促進です。9ページをご覧ください。③の実績に記載のとおり、新規参入者への貸付等について農地所有者の同意を得た上で公表した農地の面積は3.94haでしたので、達成状況は207.4%となり、目標を上回る結果となっております。

次にページ中ほどの2最適化活動の活動目標についてです。(1)推進委員等が最適化活動を行う日数目標に記載のとおり、令和6年度は、一人当たりの活動日数目標を月8日として設定しておりましたが、実績はと平均9日の活動日数となっております。(2)活動強化月間につきましては、目標どおり3回の活動強化月間を実施しました。10ページをご覧ください。(3)新規参入相談会への参加は1回で、令和6年5月に平尾会長が長崎県農業法人就職・就農相談フェアに参加をしております。

ページ下段の目標の達成状況の評語の欄をご覧ください。この欄は、国のガイドラインに基づき、成果目標としての「農地の集積」、「緑区分の遊休農地の解消」、「新規参入の促進」の3つの項目と、活動目標としての「活動強化月間の実施」及び「新規参入相談会への参加」の2つの項目それぞれの達成状況に応じた点数の合計により区分されている評語を記載する欄になります。各評価点を積み上げた結果、令和6年度は達成点数が9点となり、達成状況の評語は「目標に対して期待どおりの結果が得られた」となりました。なお、その下の表には、推進委員等の点検・評価結果の状況を記載しておりますのでご参照ください。11ページの「Ⅲ事務の実施状況」については記載のとおりです。令和6年度最適化活動の点検・評価についての説明は以上でございます。

続きまして、「令和7年度最適化活動の目標の設定等」についてご説明いたします。引き続き、議案書の12ページをご覧ください。「I 農業委員会の状況」につきましては、令和7年4月1日現在の、「農業委員会の現在の体制」及び「農家・農地等の概要」について、農林業センサス等の数値を基に記載しておりますのでご参照ください。

13ページをご覧ください。「II 最適化活動の目標」についてです。これからご説明する目標については、国の「ガイドライン」に基づき設定したものになります。項目1最適化活動の成果目標の(1)農地の集積の①「現状及び課題」ですが、管内の農地面積2,100haに対し、これまでの集積面積は先ほどご説明しました令和6年度の実績の337.3haで、集積率は16.1パーセントとなります。課題につきましては、記載のとおりです。次に②の「目標」ですが、目標は、ガイドラインにより都道府県が定めた目標を設定することとされているため、長崎県が定めている目標である、令和12年度までに集積率を82%と設定しております。

表2段目の左に記載のとおり、今年度の新規集積面積目標はこの目標設定の当初の年度である令和4年度に設定した面積と同様の154.1haとしております。結果として令和7年度

末の集積面積目標は491.4ha、目標集積率は23.4%としております。

次にページ中ほどの(2)遊休農地の解消の①の現状及び課題ですが、表に記載のとおり、直近の利用状況調査により判明した1号遊休農地の面積は314.6haでいずれも緑区分の遊休農地になります。課題につきましては、記載のとおりです。②の目標でございますが、ア既存遊休農地の解消のa緑区分の遊休農地の解消については、令和3年度の利用状況調査における緑区分の遊休農地面積393.5haから、農地として利用することが著しく困難であることが形状又は性質から明らかであり、かつ、農地として利用する見込みがないものを除外した遊休農地の面積69.4haを、ガイドラインに基づき、令和4年度から令和9年度の5年間で毎年13.9haの解消することを目標としております。bの黄区分の遊休農地は該当がありません。イの新規発生遊休農地の解消につきましては、国のガイドラインに基づき、令和6年度に新たに発生した遊休農地3.1haを令和7年度にすべて解消することとなります。

14ページをご覧ください。(3)新規参入の促進ですが、①現状及び課題には、令和4年度から令和6年度までの過去3年の新規参入者の実績を記載しております。②の目標につきましては、新規参入者への貸付等について農地所有者の同意を得た上で公表する農地の面積を設定することとなっており、令和7年度の目標は、令和4年度から令和6年度までの権利移動面積の平均の1割以上とすることとなっておりますので、平均17.9haの1割以上として、1.8haを目標として設定しております。

次に「2最適化活動の活動目標」についてですが(1)推進委員等が最適化活動を行う日数目標は、先日の運営委員会でも協議を行いまして、昨年度に引き続き、「月8日」を1人あたりの活動日数目標として設定しております。

(2)活動強化月間の設定目標ですが、記載の通りこれは、ガイドラインに基づき8月の「農地パトロール」を除き、年3回の活動強化月間を設定することとなりますので、昨年度と同様に年3回の強化月間を設定しています。最後に(3)の新規参入相談会への参加は、相談会への参加回数を1回と設定し、下段の表には現時点で予定されている相談会の内容を記載しております。

15ページから16ページには、それぞれの目標の算出根拠となる国のガイドラインの概要を掲載しておりますので併せてご参照ください。第2号議案についての説明は以上でございます。

○議長 ありがとうございます。ただ今、事務局から第2号議案について説明がありましたが、この件について、何かご意見・ご質問などはございませんか。活動目標は月8日でよろしいですか。

— 意見等なし —

○議長 ないようでしたら、皆様方にお諮りいたします。第2号議案について、原案のとおり承認してよろしいでしょうか。

○委員全員 異議なし

○議長 ありがとうございます。第2号議案につきましては、原案のとおり承認することに決定いたしました。なお、各委員におかれましては、第1号議案の事業計画や、や農地利用の最適化を推進するために個々の計画を立てて、各地域での委員活動を行っていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

続きまして、第3号議案「農地法第3条の規定による許可申請について」議案の説明と現地調査の報告をお願いします。

○専門官 それでは、第3号議案1番についてご説明いたします。議案書の1ページをご覧ください。本件は、〇〇〇の〇〇さんが所有する宮崎町の農地1筆、142㎡について、〇〇〇の〇〇さんが売買により取得し、所有権移転を行うための許可申請がなされたものでございます。申請理由としましては、譲渡人は高齢による農業経営規模縮小のためであり、譲受人が隣接した農地を購入し、農業経営規模拡大のためでございます。申請地につきましてはスクリーンをご覧ください。航空写真でございます。〇〇の〇側に位置しております。次が拡大したものになります。次が現地の写真です。農地法第3条第2項の許可要件につきましては、第1号の全部効率利用要件は、不耕作面積もないため要件を満たしております。第4号の農作業常時従事要件は、農作業常時従事日数は2人で240日ということで要件を満たしております。現地調査につきましては、2番まで説明の後、松浦行信推進委員より報告をお願いします。

続きまして第3号議案2番についてご説明いたします。本件は、〇〇〇の〇〇さんが所有する宮崎町の農地1筆、203㎡について、〇〇〇の〇〇さんが売買により取得し、所有権移転を行うための許可申請がなされたものでございます。申請理由としましては、譲渡人は遠隔地居住により耕作できないためであり、譲受人が隣接した農地を購入し、農業経営規模拡大のためでございます。申請地につきましてはスクリーンをご覧ください。航空写真でございます。〇〇の〇側に位置しております。次が拡大したものになります。次が現地の写真です。農地法第3条第2項の許可要件につきましては、第1号の全部効率利用要件は、不耕作面積もないため要件を満たしております。第4号の農作業常時従事要件は、農作業常時従事日数は2人で240日ということで要件を満たしております。現地調査につきましては、松浦行信推進委員より1番と2番の報告をお願いします。

○松浦推進委員 1番と2番の現地調査についてご報告いたします。4月15日に私と森保農業委員、事務局とで現地確認を行いました。申請地は畑でウメなど果樹畑を予定しています。第6号の地域との調和要件につきましては、特に問題ないことを確認いたしました。報告は以上でございます。

○議長 ありがとうございます。ただ今、第3号議案について議案の説明と現地調査の

報告がございましたが、何かご意見、ご質問等ございませんか。

— 意見等なし —

○議長 ないようでしたら皆様にお諮りいたします。第3号議案について、当委員会において許可することに決定してよろしいでしょうか。

○委員全員 異議なし

○議長 ありがとうございます。第3号議案について、当委員会において許可することに決定いたします。続きまして、第4号議案「農地法第4条第1項の規定による転用許可申請について」議案の説明と現地調査の報告をお願いします。

○専門官 それでは、第4号議案1番についてご説明いたします。議案書の2ページをご覧ください。本件は、〇〇〇の〇〇さんが所有する上大野町の農地1筆について、駐車場として利用する目的で申請が出されたものでございます。また、本件は昭和55年頃から既に駐車場として利用しており、追認許可申請となっております。なお、申請書受付前に県に確認した結果、追認許可相当との判断がなされております。申請地につきましてはスクリーンをご覧ください。航空写真でございます。〇〇の〇側に位置しております。次が拡大したものになります。当該地は、農用地区域外の農地で甲種農地、第1種農地、第3種農地のいずれの要件にも該当しない、第2種農地に該当するものと判断されます。次が平面図でございます。昭和55年に自宅を建築した際に、自宅の道路向かい側を駐車場として使用しております。雨水排水については道路側溝に放流し、汚水・生活雑排水は発生しません。次が現地の写真です。現地調査につきましては、鶴田安明推進委員より報告をお願いします。

○鶴田推進委員 現地調査についてご報告いたします。4月18日に私と事務局とで現地確認を行いました。申請地は昭和55年からすでに宅地として使用されており、追認許可申請となりますが、これまで何ら問題もなく、隣接する農地もないことから、転用については特に問題ないことを確認しました。

○専門官 続きまして、第4号議案2番についてご説明いたします。議案書の2ページをご覧ください。本件は〇〇〇の〇〇さんが所有する赤首町の農地2筆について、宅地として利用する目的で申請が出されたものでございます。申請地につきましてはスクリーンをご覧ください。航空写真でございます。〇〇の〇〇付近に位置しております。次が拡大したものになります。当該地は、農用地区域外の農地で第2種農地に該当するものと判断されます。次が平面図でございます。現在、〇〇番〇の宅地の外側は地目が農地であり、宅地として利用するために転用許可申請がなされたものです。雨水排水につきましては、道

路側溝に放流し、汚水・生活雑排水は発生しません。次が現地の写真です。〇〇番〇の宅地の裏側部分です。現地調査につきましては、鶴田安明推進委員より報告をお願いします。

○鶴田推進委員 4月17日に私と事務局とで現地確認を行いました。申請地は自宅周りの農地を宅地として転用を行うもので、庭や駐車場として使用します。転用については特に問題ないことを確認しました。報告は以上でございます。

○専門官 続きまして第4号議案3番についてご説明いたします。本件は〇〇〇の〇〇さんが所有する高浜町の農地1筆について、宅地として使用する目的で申請が出されたものでございます。また、本件は昭和51年頃から既に宅地として利用しており、追認許可申請となっております。申請地につきましてはスクリーンをご覧ください。航空写真でございます。〇〇の〇側に位置しております。次が拡大したものになります。当該地は第3種農地に該当するものと判断されます。次が平図面でございます。自宅の出入りの際に赤い部分について通行しており、転用が必要となります。雨水排水につきましては、自然浸透及び自然流下により放流され、汚水・生活雑排水は発生しません。次が現地の写真です。現地調査につきましては、4月15日に三浦信男推進委員にお願いをし、特に問題ないとの意見をいただいております。

○議長 ありがとうございます。ただ今、第4号議案について議案の説明と現地調査の報告がございましたが、何かご意見、ご質問等ございませんか。

— 意見等なし —

○議長 ないようでしたら皆様にお諮りいたします。第4号議案について、許可意見を付して知事に進達することに決定してよろしいでしょうか。

○委員全員 異議なし

○議長 ありがとうございます。第4号議案について、許可意見を付して知事に進達することに決定いたします。続きまして、第5号議案「農地法第5条第1項の規定による転用許可申請について」議案の説明と現地調査の報告をお願いします。

○専門官 それでは、第5号議案1番についてご説明いたします。本件は、〇〇〇の〇〇さんが所有する鳴滝3丁目の農地1筆について、〇〇〇の〇〇さんが宅地として使用する目的で申請が出されたものでございます。また、本件は昭和42年から既に宅地として利用しており、追認許可申請となっております。申請地につきましてはスクリーンをご覧ください。航空写真でございます。〇〇の〇側に位置しております。次が拡大したものになります。当該地は、第3種農地に該当するものと判断されます。次が平面計画図でござい

ます。申請地は河川沿いに建築されており、昭和42年に建築されたため現在市街化調整区域ですが、建築時は都市計画区域決定前であり問題ありません。雨水排水については河川に放流し、汚水・生活雑排水は公共下水に放流します。次が現地の写真です。現地調査につきましては、浦川英敏推進委員より報告をお願いします。

○浦川推進委員 現地調査についてご報告いたします。4月18日に私と事務局とで現地確認を行いました。申請地は昭和42年からすでに宅地として使用されており、追認許可申請となりますが、これまで何ら問題もなく、隣接する農地もないことから、転用については特に問題ないことを確認しました。報告は以上でございます。

○専門官 続きまして、第5号議案2番についてご説明いたします。本件は〇〇〇の〇〇さんが所有する戸石町の農地1筆について、〇〇〇が資材置場、駐車場として利用する目的で一時転用の申請が出されたものです。申請地につきましてはスクリーンをご覧ください。航空写真でございます。〇〇の〇側に位置しております。次が拡大したものになります。当該地は第2種農地に該当するものと判断されます。次が利用計画図でございます。図面のとおり、周りの境界側は間隔を置き、その内側を資材置場とし、中心側を作業場及び通路として使用する計画です。作業場につきましては、資材を搬出する際の積込みや選別等を行うものでございます。雨水排水につきましては、自然流下及び側溝に放流し、汚水、生活雑排水は発生しません。次が現地の写真です。現地調査につきましては、本田雅博推進委員より報告をお願いします。

○本田推進委員 現地調査についてご報告いたします。4月18日に私と尾崎農業委員、事務局とで現地確認を行いました。本申請は交通量の少ない山間部分を資材置場及び駐車場として転用するものであり、転用については特に問題ないことを確認しました。報告は以上でございます。

○議長 ありがとうございます。ただ今、第5号議案についての説明と現地調査の報告がございましたが、何かご意見、ご質問等ございませんか。

— 意見等なし —

○議長 ないようでしたら皆様にお諮りいたします。第5号議案について、許可意見を付して知事に進達することに決定してよろしいでしょうか。

○委員全員 異議なし

○議長 ありがとうございます。第5号議案について、許可意見を付して知事に進達することに決定いたします。続きまして、第6号議案「中間管理事業の推進に関する法律第

19条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画（案）の意見審議について」議案の説明と現地調査の報告をお願いします。

○専門官 それでは第6号議案1番についてご説明いたします。議案書の4ページをご覧ください。本件は、〇〇〇の〇〇さんが所有する川原町の農地2筆770㎡について、長崎県農業振興公社が10年間の賃貸借により利用権の再設定を行い、公社が中間管理権を取得するものでございます。また、今説明いたしました農地2筆770㎡について、10年間の賃貸借により、〇〇〇の〇〇さんへ利用権の再設定を行うものでございます。設定後の経営面積は7,602㎡となり、利用につきましては、露地野菜の栽培を予定しています。申請地につきましてはスクリーンをご覧ください。航空写真でございます。〇〇の〇側に位置しております。次が拡大したものになります。次が現地の写真です。現地調査につきましては、山口憲昭推進委員より報告をお願いします。

○山口推進委員 現地調査についてご報告します。4月15日に私と森保農業委員、事務局とで現地確認を行いました。申請地は、利用権の再設定を行うもので、利用については露地野菜の栽培を予定しています。現地の状況につきましては、特に問題ないことを確認しております。報告は以上でございます。

○専門官 続きまして、2番について説明いたします。議案書は引き続き4ページをご覧ください。本件は、〇〇〇の〇〇さんが所有する宮崎町の農地2筆1,192㎡について、長崎県農業振興公社が5年間の賃貸借により利用権の再設定を行い、公社が中間管理権を取得するものでございます。また、今説明いたしました農地2筆1,192㎡について、5年間の賃貸借により、〇〇〇の〇〇さんへ利用権の再設定を行うものでございます。設定後の経営面積は1,192㎡となり、利用につきましては、露地野菜の栽培を予定しています。申請地につきましてはスクリーンをご覧ください。航空写真でございます。〇〇の〇側に位置しております。次が拡大したものになります。次が現地の写真です。現地調査につきましては、松浦行信推進委員より報告をお願いします。

○松浦推進委員 現地調査についてご報告します。4月15日に私と森保農業委員、事務局とで現地確認を行いました。申請地は利用権の再設定を行うもので、利用については露地野菜を予定しています。現地の状況につきましては、特に問題ないことを確認しております。報告は以上でございます。

○専門官 続きまして、第6号議案3番についてご説明いたします。議案書の5ページをご覧ください。本件は、〇〇〇の〇〇さんが所有する宮崎町の農地1筆1,606㎡について、長崎県農業振興公社が3年間の使用貸借により利用権の新規設定を行い、公社が中間管理権を取得するものでございます。また、今説明いたしました農地1筆1,606㎡について、3年間の使用貸借により、〇〇〇の〇〇さんへ利用権の新規設定を行うものでございます。

設定後の経営面積は、1,606 m²となり、利用につきましては露地野菜の栽培を予定しています。申請地につきましてはスクリーンをご覧ください。航空写真でございます。〇〇に隣接しております。次が拡大したものになります。次が現地の写真です。現地調査につきましては、松浦行信推進委員より報告をお願いします。

○松浦推進委員 現地調査についてご報告します。4月15日に私と森保農業委員、事務局とで現地確認を行いました。申請地は、利用権の新規設定を行うもので、利用については露地野菜を予定しています。現地状況につきましては、特に問題ないことを確認しております。報告は以上でございます。

○専門官 続きまして、第6号議案4番についてご説明いたします。議案書の5ページをご覧ください。本件は、〇〇〇の〇〇さんが所有する船石町の農地1筆1,302 m²について、長崎県農業振興公社が3年間の賃貸借により利用権の再設定を行い、公社が中間管理権を取得するものでございます。また、今説明いたしました農地1筆1,302 m²について、3年間の賃貸借により、〇〇〇の〇〇さんへ利用権の再設定を行うものでございます。設定後の経営面積は、5,420 m²となり、利用につきましてはショウガの栽培を予定しています。申請地につきましてはスクリーンをご覧ください。航空写真でございます。〇〇の〇側に位置しております。次が拡大したものになります。次が現地の写真です。現地調査につきましては、本田雅博推進委員より報告をお願いします。

○本田推進委員 現地調査についてご報告します。4月16日に私と増田農業委員、事務局とで現地確認を行いました。申請地は、利用権の再設定を行うもので、利用についてはショウガの栽培を予定しています。現地状況につきましては、特に問題ないことを確認しております。報告は以上でございます。

○専門官 続きまして、第6号議案5番についてご説明いたします。議案書の6ページをご覧ください。本件は、〇〇〇の〇〇さんが所有する琴海戸根町の農地2筆1,380 m²について、長崎県農業振興公社が10年間の賃貸借により利用権の新規設定を行い、公社が中間管理権を取得するものでございます。また、今説明いたしました農地2筆1,380 m²について、10年間の賃貸借により、〇〇〇の〇〇さんへ利用権の新規設定を行うものでございます。設定後の経営面積は、10,108 m²となり、利用につきましては、イチゴの栽培を予定しています。申請地につきましてはスクリーンをご覧ください。航空写真でございます。〇〇の〇側に位置しております。次が拡大したものになります。次が現地の写真です。現地調査につきましては、濱口雅洋推進委員より報告をお願いします。

○濱口推進委員 現地調査についてご報告します。4月16日に私と森山農業委員、事務局とで現地確認を行いました。申請地は、利用権の新規設定を行うもので、利用についてはイチゴの栽培を予定しています。現地状況につきましては、特に問題ないことを確認し

ております。報告は以上でございます。

○専門官 続きまして、第6号議案6番についてご説明いたします。議案書の6ページをご覧ください。本件は、〇〇〇の〇〇さんが所有する田手原町の農地1筆436㎡について、長崎県農業振興公社が1.75年間の使用貸借により利用権の新規設定を行い、公社が中間管理権を取得するものでございます。また、今説明いたしました農地1筆436㎡について、1.75年間の使用貸借により、〇〇〇の〇〇〇へ利用権の新規設定を行うものでございます。設定後の経営面積は、436㎡となり、利用につきましては、水稻栽培による日吉自然の家の体験農園を予定しています。申請地につきましてはスクリーンをご覧ください。航空写真でございます。〇〇の〇側に位置しております。次が拡大したものになります。次が現地の写真です。現地調査につきましては、村田美津枝推進委員より報告をお願いします。

○村田推進委員 現地調査についてご報告します。4月15日に私と山口農業委員、事務局とで現地確認を行いました。申請地は、利用権の新規設定を行うもので、利用については水稻の栽培を予定しています。現地の状況につきましては、特に問題ないことを確認しております。報告は以上でございます。

○専門官 続きまして、第6号議案7番についてご説明いたします。議案書の7ページをご覧ください。本件は、〇〇〇の〇〇さんが所有する長浦町の農地1筆2,428㎡について、長崎県農業振興公社が3年間の賃貸借により利用権の新規設定を行い、公社が中間管理権を取得するものでございます。また、今説明いたしました農地1筆2,428㎡について、3年間の賃貸借により、〇〇〇の〇〇さんへ利用権の再設定を行うものでございます。設定後の経営面積は、4,274㎡となり、利用につきましては、花きの栽培を予定しています。申請地につきましてはスクリーンをご覧ください。航空写真でございます。〇〇の〇側に位置しております。次が拡大したものになります。次が現地の写真です。現地調査につきましては、平尾農業委員、久保推進委員において、事前に確認を行っていることから、4月16日に事務局において現地確認を行いました。申請地は利用権の再設定を行うもので、利用については、花きの栽培を予定しています。現地の状況につきましては特に問題ないことを確認しております。

続きまして、第6号議案8番についてご説明いたします。議案書の7ページをご覧ください。本件は、〇〇〇の〇〇さんが所有する琴海戸根原町の農地4筆3,773㎡について、長崎県農業振興公社が10年間の賃貸借により利用権の新規設定を行い、公社が中間管理権を取得するものでございます。また、今説明いたしました農地4筆3,773㎡について、10年間の賃貸借により、〇〇〇の〇〇さんへ利用権の新規設定を行うものでございます。設定後の経営面積は、3,773㎡となり、利用につきましては、露地野菜の栽培を予定しています。申請地につきましてはスクリーンをご覧ください。航空写真でございます。〇〇に隣接しております。次が拡大したものになります。次が現地の写真です。現地調査につきましては、平尾農業委員、田中推進委員において、事前に確認を行っていることから、4

月 16 日に、事務局において現地確認を行いました。申請地は利用権の新規設定を行うもので、利用については、露地野菜の栽培を予定しています。現地の状況につきましては特に問題ないことを確認しております。

続きまして、第 6 号議案 9 番についてご説明いたします。議案書の 8 ページをご覧ください。本件は、宮崎町の農地 1 筆 536 m²について、長崎県農業振興公社を通じて 10 年間の賃貸借により〇〇〇の〇〇さんに利用権の設定を行ってりましたが、〇〇〇の〇〇さんに借受人の移転を行うものです。設定後の経営面積は、2,142 m²となり、利用につきましては、露地野菜の栽培を予定しています。申請地につきましてはスクリーンをご覧ください。航空写真でございます。〇〇に隣接しております。次が拡大したものになります。次が現地の写真です。現地調査につきましては、松浦行信推進委員より報告をお願いします。

○松浦推進委員 現地調査についてご報告します。4 月 15 日に私と森保農業委員、事務局とで現地確認を行いました。申請地は、利用権の移転を行うもので、利用については露地野菜の栽培を予定しています。現地の状況につきましては、特に問題ないことを確認しております。報告は以上でございます。

○専門官 続きまして、第 6 号議案 10 番についてご説明いたします。議案書の 8 ページをご覧ください。本件は、藤田尾町の農地 1 筆 2,125 m²について、長崎県農業振興公社を通じて 5 年間の賃貸借により〇〇〇の〇〇さんへの利用権の設定を行ってりましたが、〇〇〇の〇〇さんに借受人の移転を行うものです。設定後の経営面積は、4,267 m²となり、利用につきましては、果樹の栽培を予定しています。申請地につきましてはスクリーンをご覧ください。航空写真でございます。〇〇の〇側に位置しております。次が拡大したものになります。次が現地の写真です。現地調査につきましては、山口憲昭推進委員より報告をお願いします。

○山口推進委員 現地調査についてご報告します。4 月 15 日に私と森保農業委員、事務局とで現地確認を行いました。申請地は、利用権の移転を行うもので、利用については果樹の栽培を予定しています。現地の状況につきましては、特に問題ないことを確認しております。報告は以上でございます。

○専門官 続きまして、第 6 号議案 11 番についてご説明いたします。議案書の 9 ページをご覧ください。本件は、西海町の農地 1 筆 1,000 m²について、長崎県農業振興公社を通じて 5 年間の賃貸借により〇〇〇の〇〇さんへの利用権の設定を行ってりましたが、〇〇〇の〇〇さんに借受人の移転を行うものです。設定後の経営面積は、4,890 m²となり、利用につきましては、イチゴの栽培を予定しています。申請地につきましてはスクリーンをご覧ください。航空写真でございます。〇〇の〇側に位置しております。次が拡大したものになります。次が現地の写真です。現地調査につきましては、川添孝則推進委員より

報告をお願いします。

○川添推進委員 現地調査についてご報告します。4月16日に私と森山農業委員、事務局とで現地確認を行いました。申請地は、利用権の移転を行うもので、利用についてはイチゴの栽培を予定しています。現地の状況につきましては、特に問題ないことを確認しております。報告は以上でございます。

○議長 ありがとうございます。ただ今、第6号議案についての説明と現地調査の報告がございましたが、何かご意見、ご質問等ございませんか。

— 意見等なし —

○議長 ないようでしたら皆様にお諮りいたします。第6号議案について異議なしとすることに決定してよろしいでしょうか。

○委員全員 異議なし

○議長 ありがとうございます。第6号議案について、計画相当と認めることに決定いたします。続きまして、第7号議案「非農地の判断について」議案の説明と現地調査の報告をお願いします。

○専門官 それでは、第7号議案非農地判断の個別案件についてご説明いたします。議案書の10ページをご覧ください。表の下の方に集計しておりますが、申出件数が1件、筆数が1筆、面積で783㎡について、非農地通知申出が提出されております。

1番は、〇〇〇の〇〇さん、〇〇〇の〇〇さんが共有で所有する、中里町の農地1筆で、面積は783㎡でございます。申請地につきましては、スクリーンをご覧ください。航空写真でございます。〇〇の〇側に位置しております。次が拡大したものになります。次が現地の写真です。現地調査につきましては、本田雅博推進委員より報告をお願いします。

○本田推進委員 現地調査についてご報告いたします。4月16日に私と事務局とで現地確認を行いました。申請地は森林化しており、農地への復元が困難な状況でした。報告は以上でございます。

○議長 ありがとうございます。ただ今、第7号議案についての説明と現地調査の報告がございましたが、何かご意見、ご質問等ございませんか。

— 意見等なし —

○議長 ないようでしたら皆様方にお諮りいたします。第7号議案について、原案のとおり承認することに決定してよろしいでしょうか。

○委員全員 異議なし

○議長 ありがとうございます。第7号議案について、原案のとおり承認することに決定いたします。

それでは引き続き、報告事項に入ります。報告事項2「令和7年度農業委員会予算等について」事務局から説明をお願いします。

○農政管理係長 それでは、報告事項2についてご説明いたします。左上に②-1とした報告事項の資料の1ページをご覧ください。農業委員会における「令和7年度一般会計当初予算」でございます。令和7年度予算額のほか、前年度との比較を記載しております。令和7年度の予算総額は表の1番下の欄に記載のとおり4,239万5千円で前年度と比較しますと、324万1千円の増となっております。主な増減の要因といたしましては、表の2番、農業委員・推進委員活動費の委員報酬において、最適化活動日数の増加により年額報酬の増額を見込んだもので、248万4千円の増となったことなどによるものでございます。またそのほかの増減の要因についても表右側に記載しておりますのでご参照ください。2ページから4ページには令和7年4月1日現在の事務局職員の事務分掌を記載しておりますのでご参照ください。説明は以上でございます。

○議長 ありがとうございます。この件について、皆様からご意見、ご質問等はありませんか。

— 意見等なし —

○議長 ないようでしたら、続きまして、報告事項3「遊休農地対策検討委員会について」山崎委員長から報告をお願いいたします。

○山崎委員長 それでは、令和7年4月28日の午後1時10分から開催しました、第1回遊休農地対策検討委員会についてご報告をいたします。出席者は、委員11名のうち9名でした。議題といたしまして、「1 令和6年度農地利用状況調査結果について」、「2 令和7年度農地利用状況調査について」協議をいたしました。まず、令和6年度の農地利用状況調査の結果の報告を受け、今年度の調査方法等について協議いたしました。農地の利用状況調査は、大変な作業となりますが、皆様のご協力をよろしくお願い申し上げます。詳しくは、事務局の方からあとで説明していただきますのでよろしくお願い申し上げます。以上、簡単ですが報告を終わらせていただきます。

○議長 それでは、引き続き事務局から資料等の説明をお願いいたします。

○専門官 報告事項3についてご説明させていただきます。資料の2ページをご覧ください。令和6年度農地利用状況調査結果につきましては、昨年11月の総会で速報値として報告させていただきましたが、今回は令和6年度の確定値、3月31日現在の確定値を報告させていただきます。表の最下段の左端をご覧ください。全体の集計を掲載しております。調査対象となった農地が、長崎市全体で133,438筆・5,172.1haでございます。このうち表①の耕作中の農地は、市域全体で54,282筆・2,369.4haで、対象面積に対し46%の面積となっております。次に、表②の遊休農地のA分類は、市域全体で7,260筆・314.6haで、対象面積に対し6%の面積、表③の遊休農地のB分類は、71,896筆・2,488.1haで、対象面積に対し48%の面積となっております。それぞれの地区の状況につきましては、後ほどご確認していただければと思います。次に3ページには過去5年間の比較表を、4ページから6ページには、過去5年間の数値をそれぞれの地区ごとにグラフ化したものを掲載していますので、こちらも後ほどご確認ください。

次に、7ページから16ページにかけては、令和7年度農地利用状況調査についての資料を掲載しております。令和7年度の農地利用状況調査につきましては、昨年11月に野帳の配付を行い、現在調査を行っていただいておりますが、6月を目途に調査を終了していただき、6月の総会の折に野帳の提出をお願いしたいと思っております。説明は以上です。

○議長 ありがとうございます。この件について、皆様からご意見、ご質問等はありませんでしょうか。

— 意見等なし —

○議長 ないようでしたら、続きまして、報告事項4「事務局長専決事項の報告について」事務局から報告をお願いいたします。

○農政管理係長 それでは、報告事項4についてご報告いたします。報告事項の資料の1ページから2ページをご覧ください。農地法第4条第1項第7号の市街化区域内の転用の届出は、6件提出されました。続きまして、資料の3ページをご覧ください。農地法第5条第1項第6号の市街化区域内での権利の移動が伴う転用の届出が、1件提出されました。合計7件提出され、すべて事務局長専決処分といたしました。以上で報告を終わります。

○議長 ありがとうございます。続きまして、報告事項5「長崎県農業会議常設審議委員会について」私の方から報告いたします。会議は、4月10日に開催されました。資料は、4ページと5ページになります。農地法第4条及び第5条転用許可申請諮問案件につきましては、今月は当委員会からの諮問案件はありませんでした。諮問案件の件数等につきましては、資料をご確認ください。報告は以上です。

続きまして、その他の事項に入ります。その他の事項 1「全国農業新聞の定期購読目標の達成状況について」及びその他の事項 2「農業委員・農地利用最適化推進委員活動記録の提出について」、事務局から説明をお願いいたします。

○農政管理係長 それでは、その他の事項 1 全国農業新聞定期購読目標の達成状況についてご説明させていただきます。左上に③としました、その他の事項の冊子の1ページをご覧ください。令和7年度の目標部数については、まだ決定ではありませんが、令和7年度当初の103部から2部中止の申し出がありましたので、現在の購読部数は101部となっております。今年度も目標達成に向けてご協力いただきますよう、よろしくお願いいたします。

次に、その他の事項 2 農業委員・農地利用最適化推進委員活動記録の提出について説明いたします。資料の2ページ及び3ページに令和6年度下半期の活動記録集計表を掲載しております。表の右側に年間の総活動日数等を掲載しておりますのでご参照ください。なお、先ほど第2号議案でご審議いただいたとおり、今年度の活動目標は月8日と設定しておりますので、目標を達成できるよう、週に1回「農地の見守り活動」及び「声かけ活動」を行っていただきますようお願いいたします。その他の事項 1 及び 2 についての説明は以上でございます。

○議長 ありがとうございます。この件について、皆さんから何かご意見、ご質問等ございませんか。

○城戸推進委員 農業新聞のことで、申し込みしてから1月でやめられていますよね。失礼ですけど、事務局職員さんは農業新聞は購読されているのでしょうか。

○農政管理係長 まず質問の1点目ですが、この申込日は新聞を申し込んだ日ではなくて、新聞の中止を申し込んだ日になります。令和7年3月21日に購読中止の申し込みをして、止まった月が令和7年5月になります。

事務局職員が新聞をとっているかについては、とっていません。

○城戸推進委員 ぜひお願いします。それと水産農林部職員も勉強のために購読して欲しいなと思っております。希望ですが。

○議長 他にございませんか。

— 意見等なし —

○議長 ないようでしたら、その他に皆様方から、ご意見・ご質問・ご報告などございませんか。何でも結構です。

― 意見等なし ―

○議長 ないようでしたら、最後にその他の事項3「令和7年5月、6月の行事予定について」事務局から説明をお願いいたします。

― 行事予定について説明 ―

○議長 ありがとうございました。それでは、これで4月の農業委員会総会を終了させていただきます。長時間おつかれさまでした。